



® 平成 29 年 4 月 12 日 (水)
No. 14423 1部370円 (税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所
一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆商標判例読解④⑧

「TWG TEA」事件判決 (1)

商標判例読解④⑧

「TWG TEA」事件判決

(商品の小分け)

ユアサハラ法律特許事務所

弁理士 青島 恵美

事件番号：知財高裁平成27年（ワ）第29586号 商標権等に基づく差止等請求事件

係属部：東京地方裁判所民事第46部（長谷川 浩二（裁判長）、萩原 孝基、中嶋 邦人）

判決日：平成28年11月24日

結論：請求棄却

関連条文：不正競争防止法2条1号又は2号、商標法36条1項、2項又は不正競争防止法3条1項、2項、
商標法39条、特許法106条又は不正競争防止法14条、民法709条、商標法38条2項又は不正競争
防止法4条、5条2項

出典：裁判所ウェブサイト

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



★キーポイント

本件は、真正商品を並行輸入した上で、これを小分け再包装して販売した行為が商標権侵害に該当するかが争われた裁判例である。我が国においては、形式的に商標権侵害に該当するような行為であっても、一定の要件を満たす場合、真正商品の並行輸入として違法性が阻却され、商標権侵害には該当しない。しかしながら、これを小分けし、再包装したものについては、商標権侵害が成立する可能性があるため、注意が必要である。

【原告商標】

登録番号：第5340591号（当該商標権を、以下「本件商標権」という。）

商 標：



（当該商標を、以下「原告商標」という。）

出 願 日：平成21年4月14日

登 録 日：平成22年7月23日

指定商品：第30類「紅茶、フルーツティー、チャイティー、ルイボス茶、緑茶、日本茶、ウーロン茶（中国茶）、茶、茶エキス、煎じ用茶、ケーキ、ペストリー菓子、ペストリー（生地）、マカロン（ペストリー菓子）」
（その他の区分（第21類及び第43類）については省略。）

【被告商品】



（上記商品を、以下「被告商品」といい、上記商品中枠で囲んだ文字及び図形部分を、以下「被告標章」という。）

第1 事案の概要

本件は、原告商標につき商標権を有する原告が、被告による被告標章を付した被告商品の輸入販売が上記商標権を侵害し、原告の商品等表示として周知又は著名な原告商標と同一の商品等表示を使用したものであって不正競争防止法2条1項1号（周知表示誤認混同惹起行為）又は2号（著名表示冒用行為）の不正競争に該当すると主張して、①商標法36条1項、2項又は不正競争防止法3条1項、2項に基づき（主位的に商標法、予備的に不正競争防止法に基づく。以下同じ。）被告商品の輸入販売の差止め及び廃棄、②商標法39条、特許法106条又は不正競争防止法14条に基づき謝罪広告の掲載、③民法709条、商標法38条2項又は不正競争防止法4条、5条2項に基づき損害賠償金等の支払をそれぞれ求める事案である。

1. 当事者

原告：ティーダブリュージュ ティー カンパニー ピーティーイー リミテッド

被告：株式会社ジュピターインターナショナルコーポレーション

原告は、紅茶、菓子、ティーアクセサリーの販売等を行うシンガポール共和国において設立された法人である。

被告は、被服、飲食料品、雑貨等の輸入卸業及び不動産賃貸業を営む株式会社である。

2. 本件商標権

前述の通り、原告は、原告商標について商標権を有している。

3. 被告の行為

被告は、本件商標権の登録日の後に、被告商品を輸入し、コストコホールセールジャパン株式会社に対して販売した。

4. 争点

主な争点は、被告による被告商品の輸入販売行